

大分県食の安全・安心推進条例（抜粋）

（平成17年3月31日 大分県条例第19号）

（目的）

第1条 この条例は、食品等の安全性及び信頼性（以下「食の安全・安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び食生活の向上に寄与することを目的とする。

第5章 県民の参画

（大分県食品安全推進県民会議）

第28条 次に掲げる事務を行うため、大分県食品安全推進県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

- 一 食の安全・安心の確保に関する施策及び施策の評価に関すること。
- 二 食の安全・安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
- 三 食の安全・安心の確保に関する県民参画の促進に関すること。
- 四 その他食の安全・安心の確保の推進に関すること。

2 県民会議は、委員二十人以内で組織し、委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- 一 消費者
- 二 食品等の生産・製造者
- 三 食品等の流通・販売者
- 四 学識経験者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

大分県食の安全・安心推進条例施行規則（抜粋）

（平成17年4月1日 大分県規則第61号）

（大分県食品安全推進県民会議の組織）

第27条 大分県食品安全推進県民会議（以下「県民会議」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（大分県食品安全推進県民会議の運営）

第28条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 県民会議の庶務は、生活環境部において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定めるものとする。